

20210401 産局第1号
令和3年4月15日

経済産業省産業技術環境局長

指定製造事業者制度関係事務処理要領の改正について

計量法（平成4年法律第51号。）第90条から第101条まで及び指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）の規定に基づく指定製造事業者制度関係事務処理要領を次のように定め、令和3年4月15日から施行する。

なお、指定製造事業者制度関係事務処理要領（平成13年5月31日付け、平成13・05・23産局第4号）は、廃止する。

経済産業省産業技術環境局長

指定製造事業者制度関係事務処理要領

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第90条から第101条まで及び指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）の規定に基づき、指定製造事業者制度の事務処理（電気計器に係るものを除く。以下同じ。）を円滑に実施するため、指定製造事業者制度関係事務処理要領（以下「本事務処理要領」という。）を次のように制定し、令和3年4月15日から施行する。なお、指定製造事業者制度関係事務処理要領（平成13年5月31日付け、平成13・05・23産局第4号）は、廃止する。本事務処理要領第1部は国内の指定製造事業者の事務処理要領とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として取り扱うこととする。第2部は指定外国製造事業者の事務処理要領とする。なお、特に言及がない場合、「様式」とは、本事務処理要領の様式を指す。

第1部 指定製造事業者（国内）

第1 指 定

1. 申請

省令第2条の規定に基づく指定の申請に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする届出製造事業者（以下「申請者」という。）は、工場又は事業場ごと、かつ、事業の区分ごとに省令第2条第1項に定める様式第1の指定申請書（以下「指定申請書」という。）正本1通、副本2通及び1.(6)に定める添付書類3通を作成し、その指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、申請の際、計量法関係手数料令（平成5年10月20日政令第340号。以下「手数料令」という。）第1条に定める申請手数料相当額の収入印紙を指定申請書の正本に貼付しなければならない。
- (3) 申請者は、1.(1)の指定申請書及び添付書類（以下「指定申請書類」という。）を提出する際、省令第2条第2項に定める様式第2の検査申請書正副各1通又は省令第4条第2項に定める様式第4の調査結果報告書正本1通及び副本2通を添付しなければならない。

なお、検査申請書（積算熱量計及び照度計に係るものは除く。）の正本には手数料令第1条に定める検査申請手数料相当額の収入証紙を貼付しなければならない。

- (4) 申請者は、2.（2）により都道府県知事が指定申請書類を経済産業大臣に送付するまでの間、指定申請書類の記載事項に変更があった場合には、様式第1による申請書訂正願の正本1通及び副本2通を都道府県知事に提出することができる。
- (5) 申請者は、検査申請書の記載事項に変更があった場合には、積算熱量計及び照度計に係るものにあつては様式第1による申請書訂正願の正本1通を作成し日本電気計器検定所に、その他の特定計量器に係るものにあつては様式第1による申請書訂正願の正副各1通を作成し都道府県知事に提出することができる。
- (6) 添付書類は、次のとおりとする。

なお、用紙の大きさはA4とする（A3を使用する場合は、折り畳むこと。）。

- ①指定を受けようとする工場又は事業場の沿革を示す書類
- ②指定を受けようとする工場又は事業場の従業員数を示す書類
- ③指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を明らかにする図面及び工場又は事業場内の配置図
- ④指定の対象となる特定計量器の最近3か月の生産量及び品質管理の状況の記録
- ⑤品質管理推進責任者の資格要件を満たすことを証する書面及び証明書等
- ⑥指定の対象となる特定計量器の型式承認番号

2. 申請受付

申請受付の手続は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、指定申請書類及び検査申請書又は調査結果報告書の記載事項等を点検の上、正本に貼付された申請手数料の額を確認し申請を受け付け、様式第2による指定製造事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に必要事項を記載するとともに、日本電気計器検定所が検査するものを除いて検査申請手数料の収納を行う。
- (2) 都道府県知事は、様式第3による申請書類送付書と共に指定申請書正副各1通、添付書類2通及び調査結果報告書2通（添付されている場合に限る。）を経済産業大臣に送付する。
- (3) 都道府県知事は、積算熱量計及び照度計に係る検査申請書については、日本電気計器検定所に送付する。
- (4) 経済産業大臣は、送付された指定申請書類の記載事項等を点検の上、正本に貼付された申請手数料の額を確認し管理台帳に必要事項を記載するとともに、申請手数料の収納を行う。

3. 検査

- (1) 都道府県知事又は日本電気計器検定所（以下「都道府県知事等」という。）は、別に定める資格基準に該当する2名以上の検査員によって申請者の検査を行うものとし、様式第4によりあらかじめ申請者に検査を行う期日及び検査員の氏名を通知する。
- (2) 検査員は、検査終了後、検査で用いた別に定めるチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に基づき様式第5による指定検査結果報告書を作成する。
- (3) 都道府県知事等は、指定検査結果報告書及びチェックリストの内容を検討し、様式第6による指定検査結果総括表に取りまとめ、検査結果に関する意見を添えて様式第

7により指定検査結果送付書を経済産業大臣に送付する。

4. 判定

(1) 別に定める指定製造事業者判定委員会（以下「判定委員会」という。）の事務局は、指定申請書類、指定検査結果総括表、指定検査結果報告書、調査結果報告書（添付されている場合に限る）及びチェックリストの審査を行った結果、指定申請書類が明らかに省令に定める基準等を満たしていないと認める場合は、都道府県知事等を経由して申請者に連絡する。

上記の連絡を受けた申請者は、指定申請書類の訂正を行い様式第1による申請書訂正願の正本1通及び副本2通を都道府県知事に提出することができる。ただし、判定委員会の事務局から指定申請書類が判定委員会に審議資料として提出された後は、指定申請書類の記載事項について品質管理の方法（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70条）（以下「検則」という。）に規定されている基準等の担保方法を含む。以下（3）及び（4）において同じ。）の内容に関わらない軽微な訂正に関してのみ申請書訂正願を提出することができる。

都道府県知事等は申請者から申請書訂正願の提出があった場合、書面のみでは訂正内容に係る品質管理の方法の確認が困難と判断されるとき等は、必要に応じて再度検査を行い、指定検査結果報告書及びチェックリストの内容を検討し、様式第6による指定検査結果総括表に取りまとめ、検査結果に関する意見を添えて様式第7による指定検査結果送付書を経済産業大臣に送付する。

(2) 判定委員会は、やむを得ない事由があつて判定を保留するもののほか、別に定める判定基準によって判定を行う。

(3) 判定の種類は、適合、条件付き適合又は不適合とする。

条件付き適合の場合にあつては、申請者は指定申請書類の品質管理の方法の内容に関わらない軽微な訂正又は判定委員会で指摘された事項の是正のみの訂正を行い、申請書訂正願の正本1通及び副本2通を都道府県知事に提出することができる。

(4) 都道府県知事は、申請者から提出された申請書訂正願について品質管理の方法の内容に関わらない軽微な訂正又は判定委員会で指摘された事項の訂正のみが行われていることを確認し、申請書訂正願の正本1通及び副本2通を経済産業大臣に送付する。

5. 通知

経済産業大臣は、4.（3）の判定結果に基づき様式第8による指定製造事業者指定書（以下「指定書」という。）又は様式第9による指定申請の審査結果についてにより申請者に通知する。ただし、指定書の通知は、都道府県知事を経由するものとする。

6. 公示等

(1) 経済産業大臣は、申請者を指定製造事業者指定した場合、所要事項を官報又は経済産業省のWebページに公示する。

(2) 判定委員会の事務局は、管理台帳により指定番号を管理する。

7. 事務処理期間

(1) 都道府県知事等は、検査申請書を受理した日から原則として60日以内に経済産業大臣への検査結果の報告を行うものとする。

(2) 経済産業大臣は、指定申請書類を受理した日（都道府県知事等が検査を行うものに

あつては検査結果を受理した日) から原則として60日以内に判定、通知及び公示を行うものとする。

- (3) 申請者の責に帰すべき事由により60日以内に(1)及び(2)の処理ができない場合は、この限りでない。

第2 届 出

1. 変更の届出

省令第5条の規定に基づく変更の届出に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 指定製造事業者は、法第91条第1項第5号に規定する品質管理の方法について次の変更を完了した場合には、省令第5条に定める様式第5の変更届出書(以下「変更届出書」という。)正本1通及び副本2通を作成し、都道府県知事に、原則として30日以内に提出しなければならない。

- ①品質管理推進責任者を変更したとき
- ②指定の対象となる特定計量器の承認型式を追加、削除又は変更したとき
- ③新規の製造工程の全部を追加し、又は従来からあった製造工程を同一敷地内の別の場所に移転し若しくは大幅に変更したとき
- ④検則が改正された場合等であつて、完成品管理の方法を変更したとき
- ⑤ISO 9001の認証を受けたとき

なお、③の同一敷地内の解釈については、必要に応じて判定委員会において検討及び判断をするものとする。

- (2) 変更届出書を受け付けた都道府県知事は、内容を検討の上、管理台帳に所要事項を記載し、当該指定製造事業者の指定申請書類の該当部分を差し替えるとともに、変更届出書正副各1通を様式第10による変更届出書送付書と共に経済産業大臣に送付する。

- (3) 経済産業大臣は、判定委員会の事務局に変更届出書を点検させた上、管理台帳に所要事項を記載した後、当該指定製造事業者の指定申請書類の該当部分を差し替える。

- (4) 指定製造事業者は、品質管理の方法について1.(1)①～⑤以外の変更をした場合には、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)第96条に定める様式第86の報告書(以下「指定製造事業者報告書」という。)の提出と共に変更した品質管理の方法書2通を都道府県知事に提出しなければならない。

- (5) 品質管理の方法書の提出を受けた都道府県知事は、1通を様式第11による品質管理の方法書送付書と共に経済産業大臣に送付する。

2. 指定書記載事項の訂正

指定製造事業者が施行規則第7条に定める様式第3の届出書記載事項変更届を提出する際、指定書の記載事項の訂正を必要とする場合には、指定書を添付する。

3. 指定製造事業者報告書の提出

- (1) 指定製造事業者は、指定製造事業者報告書正本1通、写し1通を、4月に始まる毎年度ごとに作成し、当該年度終了後30日を経過する日までに都道府県知事に提出し

なければならない。

(2) 指定製造事業者報告書を受理した都道府県知事は、写しを様式 12 による指定製造事業者報告書送付書と共に経済産業大臣に送付する。

4. ISO 9001 認証のサーベイランス審査結果等の提出

(1) 指定製造事業者は、ISO 9001 のサーベイランス審査と認証の更新が行われた場合には、結果の写し（以下「サーベイランス審査結果等」という。）の 1 部を都道府県知事に、原則として 30 日以内に提出しなければならない。

(2) 指定製造事業者からサーベイランス審査結果等を受理した都道府県知事は、写しを経済産業大臣に送付する。

(3) (1) と (2) との提出は写しのみでよい。

第 3 経済産業大臣が行う立入検査

1. 立入検査を行う場合

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、法第 148 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行う。

(1) ユーザー等から苦情が提起された場合であって検査を必要とする場合

(2) 法第 98 条の規定による改善命令に基づき改善報告がなされた場合であって検査を必要とする場合

(3) 法第 147 条第 1 項の規定による報告がなかった場合、又は報告があった場合であって検査を必要とする場合

(4) 都道府県の行った立入検査の結果から、改めて経済産業大臣の検査を必要とする場合

(5) その他立入検査を必要とする場合

2. 立入検査の実施

(1) 立入検査は、別に定める資格基準に該当する 2 名以上の検査員で行うものとし、検査員は立入検査に際して、様式第 13 によりあらかじめ指定製造事業者に立入検査を行う期日及び検査員の氏名を通知するものとする。

(2) 指定製造事業者が法第 98 条第 1 号又は第 2 号に係る指摘事項の事実を認めたときには、検査員は指定製造事業者の様式第 14 による指摘事項事実確認書を作成させ事実の確認を行うものとする。

(3) 検査員は、立入検査終了後、管理台帳に所要事項を記載の上、立入検査で用いたチェックリストに基づき様式第 5 による立入検査結果報告書を作成する。

3. 立入検査結果の提出、判定

(1) 判定委員会の事務局は立入検査結果報告書及びチェックリストの内容を検討し、様式第 6 による立入検査結果総括表に取りまとめ、立入検査結果に関する意見及び指摘事項事実確認書がある場合には当該確認書を添えて判定委員会に提出する。

(2) 判定委員会の事務局は、書類の審査を行った上、判定委員会に審議資料として提出する。

(3) 判定委員会は、やむを得ない事由があつて判定を保留する場合を除き、別に定める

判定基準によって判定を行う。

(4) 判定の種類は、次のとおりとする。

①指定継続

②改善命令（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）

③指定取消し

4. 改善命令（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）後の措置

(1) 経済産業大臣は、改善命令（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）後原則として3か月以内に指定製造事業者から改善命令事項についての改善報告を求める。報告があった場合には、必要に応じて再度立入検査を行うものとする。

(2) 3か月以内に改善報告がない場合及び効果的な改善が見られない場合には、経済産業大臣は聴聞の後、特段の理由がある場合を除き指定を取り消すものとする。

5. 通知

経済産業大臣は、3.(4)の判定結果に基づき指定継続の場合を除き、様式第15による指導又は様式第16若しくは様式第17による通知を行う。

第4 指定の失効

1. 指定製造事業者は、指定を受けた事業を廃止したときは、指定書と共に様式第18による指定製造事業者廃止届を30日以内に都道府県知事に提出しなければならない。

2. 都道府県知事は、管理台帳に必要事項を記載するとともに、指定製造事業者廃止届と様式第19による指定書送付書と共に指定書を経済産業大臣に送付する。経済産業大臣は、送付された指定製造事業者廃止届と様式第19による指定書送付書を点検の上、管理台帳に必要事項を記載する。

3. 指定を受けた事業を廃止した日をもって、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

第5 指定の辞退

1. 指定製造事業者は、自己の都合により指定を辞退するときは、指定書と共に様式第20による指定辞退届を30日以内に都道府県知事に提出しなければならない。

2. 都道府県知事は、管理台帳に必要事項を記載するとともに、指定辞退届と共に様式第19による指定書送付書と共に指定書を経済産業大臣に送付する。経済産業大臣は、送付された指定辞退届と様式第19による指定書送付書を点検の上、管理台帳に必要事項を記載する。

3. 1. の指定辞退届の提出があったときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

第2部 指定製造事業者（外国）

第1 指 定

1. 申請

省令第11条の規定に基づく指定の申請に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする外国製造事業者（以下「外国申請者」という。）は、工場又は事業場ごと、かつ、事業の区分ごとに省令第11条第1項に定める様式第7の外国製造事業者指定申請書（以下「外国指定申請書」という。）及び添付書類（以下「外国指定申請書類」という。）正本1通、副本2通及び1. (4)に定める添付書類3通を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。
- (2) 外国申請者は、申請の際、手数料令第8条に定める申請手数料及び旅費相当額の収入印紙を外国指定申請書の正本に貼付しなければならない。
- (3) 外国申請者は、外国指定申請書類の記載事項に品質管理の方法（検則に規定されている基準等の担保方法を含む。以下2. 及び4. において同じ。）があった場合には、様式第1による申請書訂正願の正本1通及び副本2通を経済産業大臣に提出することができる。
- (4) 添付書類は、次のとおりとする。

なお、用紙の大きさはA4とする（A3を使用する場合は、折り畳むこと。）。

- ① 指定を受けようとする工場又は事業場の沿革を示す書類
- ② 指定を受けようとする工場又は事業場の従業員数を示す書類
- ③ 指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を明らかにする図面及び工場又は事業場内の配置図
- ④ 指定の対象となる特定計量器の最近3か月の生産量及び品質管理の状況の記録
- ⑤ 品質管理推進責任者の資格要件を満たすことを証する書面及び証明書等
- ⑥ 指定の対象となる特定計量器の型式承認番号

2. 申請受付

申請受付の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 経済産業大臣は、送付された外国指定申請書類の記載事項等を点検の上、外国指定申請書類が明らかに省令に定める基準等を満たしていないと認める場合は外国申請者に連絡する。上記の連絡を受けた外国申請者は、外国指定申請書類の訂正を行い申請書訂正願を正本1通及び副本2通を経済産業大臣に提出することができる。

ただし、判定委員会の事務局から外国指定申請書類が判定委員会に審議資料として提出された後は、外国指定申請書類の記載事項について品質管理の方法の内容に関わらない軽微な訂正に関してのみ申請書訂正願を提出することができる。経済産業大臣は、正本に貼付された申請手数料及び旅費相当の額を確認し管理台帳に必要事項を記載するとともに、指定申請手数料の収納を行う。

- (2) 経済産業大臣は、積算熱量計及び照度計に係る検査申請書については、日本電気計器検定所に送付する。

3. 検査

- (1) 経済産業大臣は、別に定める資格基準に該当する2名以上の検査員によって外国申請者の検査を行うものとし、様式第4によりあらかじめ外国申請者に検査を行う期日及び検査員の氏名を通知する。
- (2) 検査員は、検査終了後、検査で用いた別に定めるチェックリストに基づき様式第5による指定検査結果報告書を作成する。

4. 判定

- (1) 判定委員会の事務局は、外国指定申請書類、指定検査結果総括表、指定検査結果報告書及びチェックリストの審査を行った上、判定委員会に審議資料として提出する。
- (2) 判定委員会は、やむを得ない事由があつて判定を保留するもののほか、別に定める判定基準によって判定を行う。
- (3) 判定の種類は、適合、条件付き適合又は不適合とする。
条件付き適合の場合にあつては、外国指定申請者は外国指定申請書類の品質管理の方法の内容に関わらない軽微な訂正又は判定委員会で指摘された事項の是正のみの訂正を行い、申請書訂正願の正本1通及び副本2通を経済産業大臣に提出することができる。
- (4) 経済産業大臣は、外国申請者から提出された申請書訂正願について品質管理の方法の内容に関わらない軽微な訂正又は判定委員会で指摘された事項の訂正のみが行われていることを確認する。

5. 通知

経済産業大臣は、4.(3)の判定結果に基づき様式第8による指定外国製造事業者指定書（以下「外国指定書」という。）又は様式第9による指定申請の審査結果についてにより、外国申請者に通知する。

6. 公示等

- (1) 経済産業大臣は、指定外国製造事業者に指定した場合には、所要事項を官報又は経済産業省のWebページにて公示する。
- (2) 判定委員会の事務局は、管理台帳により指定番号を管理する。

7. 事務処理期間

- (1) 経済産業大臣は、外国指定申請書類を受理した日から原則として60日以内に判定、通知及び公示を行うものとする。
- (2) 外国申請者の責に帰すべき事由により60日以内に(1)の処理ができない場合は、この限りでない。

第2 届 出

1. 変更の届出

省令第12条の規定に基づく変更の届出に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 指定外国製造事業者は、法第91条第1項第5号に規定する品質管理の方法について次の変更を完了した場合には、省令第12条に定める省令の様式第5の変更届出書（以下「変更届出書」という。）正本1通及び副本2通を作成し、経済産業大臣に原則として30日以内に提出しなければならない。

- ①品質管理推進責任者を変更したとき
- ②指定の対象となる特定計量器の承認型式を追加、削除又は変更したとき
- ③新規の製造工程の全部を追加し、又は従来からあった製造工程を同一敷地内の別の場所に移転し若しくは大幅に変更したとき
- ④検則が改正された場合等であって、完成品管理の方法を変更したとき
- ⑤ISO 9001の認証を受けたとき

なお、③の同一敷地内の解釈については、必要に応じて判定委員会において検討及び判断をするものとする。

- (2) 変更届出書を受け付けた経済産業大臣は、内容を検討の上、管理台帳に所要事項を記載し、当該指定外国製造事業者の外国指定申請書類の該当部分を差し替える。
- (3) 経済産業大臣は、判定委員会の事務局に変更届出書を点検させた上、管理台帳に所要事項を記載した後、当該指定外国製造事業者の外国指定申請書類の該当部分を差し替える。
- (4) 指定外国製造事業者は、品質管理の方法について1. (1)①～⑤以外の変更をした場合には、施行規則第96条に定める様式第86の報告書（以下「指定外国製造事業者報告書」という。）の提出と共に変更した品質管理の方法書2通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2. 外国指定書記載事項の訂正

指定外国製造事業者が省令第12条に定める様式8の記載事項変更届を提出する際、外国指定書の記載事項の訂正を必要とする場合には、外国指定書を添付する。

3. 指定製造事業者報告書の提出

- (1) 指定外国製造事業者は、指定製造事業者報告書正本1通、写し1通を、4月に始まる毎年度ごとに作成し、当該年度終了後30日を経過する日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

4. ISO 9001認証のサーベイランス審査結果等の提出

指定外国製造事業者は、ISO 9001のサーベイランス審査と認証の更新が行われた場合には、結果の写しの1部を経済産業大臣に、原則として30日以内に提出しなければならない。なお、提出は写しのみでよい。

第3 経済産業大臣が行う立入検査

1. 立入検査を行う場合

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、法第148条第1項の規定に基づく立入検査を行う。

- (1) ユーザー等から苦情が提起された場合であって検査を必要とする場合
- (2) 法第101条の規定による改善請求に基づき改善報告がなされた場合であって検査を必要とする場合
- (3) 法第147条第1項の規定による報告がなかった場合、又は報告があった場合であって検査を必要とする場合
- (4) その他立入検査を必要とする場合

2. 立入検査の実施

- (1) 立入検査は、別に定める資格基準に該当する2名以上の検査員で行うものとし、検査員は立入検査に際して、様式第13によりあらかじめ指定外国製造事業者に立入検査を行う期日及び検査員の氏名を通知するものとする。
- (2) 指定外国製造事業者が法第101条に係る指摘事項の事実を認めたときには、検査員は指定外国製造事業者の様式第14による指摘事項事実確認書を作成させ事実の確認を行うものとする。
- (3) 検査員は、立入検査終了後、管理台帳に所要事項を記載の上、立入検査で用いたチェックリストに基づき様式第5による立入検査結果報告書を作成する。

3. 立入検査結果の提出、判定

- (1) 判定委員会の事務局は立入検査結果報告書及びチェックリストの内容を検討し、様式第6による立入検査結果総括表に取りまとめ、立入検査結果に関する意見及び指摘事項事実確認書がある場合には当該確認書を添えて判定委員会に提出する。
- (2) 判定委員会の事務局は、書類の審査を行った上、判定委員会に審議資料として提出する。
- (3) 判定委員会は、やむを得ない事由があつて判定を保留する場合を除き、別に定める判定基準によって判定を行う。
- (4) 判定の種類は、次のとおりとする。

- ① 指定継続
- ② 改善請求（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）
- ③ 指定取消し

4. 改善請求（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）後の措置

- (1) 経済産業大臣は、改善請求（基準適合証印の表示一時停止指導を含む）後原則として3か月以内に指定外国製造事業者から改善請求事項についての改善報告を求める。報告があつた場合には、必要に応じて再度立入検査を行うものとする。
- (2) 3か月以内に改善報告がない場合及び効果的な改善が見られない場合には、経済産業大臣は聴聞の後、特段の理由がある場合を除き指定を取り消すものとする。

5. 通知

経済産業大臣は、3.(4)の判定結果に基づき指定継続の場合を除き、様式第15による指導又は様式第16若しくは様式第17による通知を行う。

第4 指定の失効

1. 指定外国製造事業者は、指定を受けた事業を廃止したときは、外国指定書と共に省令第12条第3項に定める様式第9の事業廃止届を30日以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
2. 経済産業大臣は、送付された指定外国製造事業者廃止届と様式第19による指定書送付書を点検の上、管理台帳に必要事項を記載する。
3. 指定を受けた事業を廃止した日をもって、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

第5 指定の辞退

1. 指定外国製造事業者は、自己の都合により指定を辞退するときは、外国指定書と共に様式第20による指定辞退届を30日以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
2. 経済産業大臣は、送付された指定辞退届と様式第19による指定書送付書を点検の上、管理台帳に必要事項を記載する。
3. 1. の指定辞退届の提出があったときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

様式第 1

(外国製造事業者) 指定 (検査) 申請書訂正願

年 月 日

経済産業大臣 殿
(都道府県知事)
(日本電気計器検定所)

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで下記の 1. のとおり指定 (検査) の申請をしましたが、下記
2. のとおり申請書記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。

記

1. 申請内容

(1) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(2) 事業の区分の略称

2. 変更内容

(1) 変更事項 旧 新

(2) 変更事由

様式第 2

指定製造事業者管理台帳

指定番号	
------	--

事業区分の略称		届出年月日	
工場等の名称	工場等の所在地

申請書受理年月日	年 月 日	受理番号	
検査の実施機関名		実施年月日	
判定委員会開催日		判定結果	適合 不適合
指定年月日	年 月 日		
結果通知年月日	年 月 日	公示年月日	年 月 日

変更届出			立入検査実施状況	
受理番号	受理年月日	変更内容	実施年月日	判定結果
	年 月 日		年 月 日	

備考	製造する承認型式	

様式第 3

指定製造事業者の指定に係る申請書類送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

計量法第 16 条第 1 項第 2 号口の指定に係る同法第 9 1 条第 1 項の指定申請書を下記のとおり受け付けたので、別添のとおり送付します。

記

1. 指定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地

(1) 名称

(2) 所在地

2. 事業の区分の略称

備考 1 別添書類リスト

指定申請書 正副各 1 通

調査結果報告書 2 通（該当する場合）

添付書類 2 通

(1) 指定を受けようとする工場又は事業場の沿革を示す書類

(2) 指定を受けようとする工場又は事業場の従業員数を示す書類

(3) 指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を明らかにする図面及び工場又は事業場内の配置図。

(4) 指定の対象となる特定計量器の最近 3 か月の生産量及び品質管理の状況の記録

(5) 品質管理推進責任者の資格要件を満たすことを証する書面及び証明書等

(6) 指定の対象となる特定計量器の型式承認番号

等

2 2 以上の指定申請書を一括して送付してもよい。

申 請 者 殿

経済産業大臣
都道府県知事
(日本電気計器検定所)

指定申請工場（事業場）の検査について

年 月 日付けをもって申請のあった下記 1. の指定申請に関し、計量法第 9 1 条第 2 項（第 1 0 1 条）の規定に基づき、工場（事業場）検査を下記 2. のとおり行いますので通知します。

記

1. 申請内容

(1) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(2) 事業の区分の略称

2. 検査の日時並びに検査に当たる職員の氏名及び所属部課名

(1) 日 時

(2) 職員の氏名及び所属部課名

様式第 5

指定検査結果報告書
(立入検査結果報告書)

検査実施機関名

報告年月日

届出（外国）製造 事業者名		届出年月日	
工場等の名称		所在地	
申請（指定）の事 業区分		申請（指定） 年月日	
受理（指定）番号		検査年月日	
検査職員氏名		主な面接者	

検査の結果

	主な指摘事項の概要	改善報告の内容	改善報告年月日
書類検査			
現場検査			
基準適合義務			
実地検査	表記事項 器差の検査結果 製品の遡及可能性	構造の検査結果	
所見			

様式第 6

指定検査結果総括表
(立入検査結果総括表)

報 告 機 関 名

届出製造事業者名 (指定製造事業者名)	資本金	事業 の区 分の 略称	受理番号(指定番号)	検査 結果	意 見	備考
工場等の名称 工場等の所在地	従業員 数		----- 検 査 年 月 日			
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		
			-----	適 合 不適合		

様式第 7

指定製造事業者の指定に係る指定検査結果送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事
(日本電気計器検定所)

計量法第 16 条第 1 項第 2 号口の指定に係る同法第 9 1 条第 2 項の規定に基づき下記の
検査を行ったので別添のとおり検査結果を送付します。

記

1. 指定のための検査を受けた工場又は事業場の名称及び所在地

(1) 名 称

(2) 所在地

2. 事業の区分の略称

備考 1 別添書類リスト

指定検査結果総括表
指定検査結果報告書
チェックリスト

2 2 以上の検査結果を一括して送付してもよい。

様式第 8

指定（外国）製造事業者指定書

計量法第 90 条の規定に基づき下記のとおり指定（外国）製造事業者の指定をします。

年 月 日

経済産業大臣 名

記

指 定 番 号

届出製造事業者（外国
製造事業者）の名称

指定する工場又は事業場
の 名 称

所 在 地

事業の区分の略称

申 請 者 殿

経済産業大臣

指定申請の審査結果について

年 月 日付けをもって申請のあった下記 1. の指定申請については、審査の結果、下記 2. の理由により指定されませんでしたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てを行うことができます。

記

1. 申請内容

(1) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(2) 事業の区分の略称

2. 不適合の理由

様式第 10

指定製造事業者の変更届出書送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

計量法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき品質管理の方法についての変更届出書を下記のとおり受け付けたので、別添のとおり送付します。

記

1. 指定番号

2. 指定年月日

3. 指定を受けている工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称

 - (2) 所在地

4. 事業の区分の略称

備考 2 以上の変更届出書を一括して送付してもよい。

様式第 1 1

品質管理の方法書送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

年 月 日に下記の工場（事業場）に係る品質管理の方法書を受け付けたの
で、別添のとおり送付します。

記

1. 指定番号
2. 指定年月日
3. 指定を受けている工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
4. 事業の区分の略称

備考 2 以上の方法書を一括して送付してもよい。

様式第 1 2

指定製造事業者報告書送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

計量法施行規則第 9 6 条の規定に基づき指定製造事業者報告書を下記のとおり受け付け
たので、別添のとおり送付します。

記

1. 指定番号

2. 指定年月日

3. 指定を受けている工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称

 - (2) 所在地

4. 事業の区分の略称

備考 2 以上の報告書を一括して送付してもよい。

指定製造事業者 殿

経済産業大臣

指定製造事業者への立入検査について

計量法第 148 条第 1 項の規定に基づき指定製造事業者への立入検査を下記のとおり行
いますので通知します。

記

1. 立入検査を行う工場又は事業場

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(4) 事業の区分の略称

2. 立入検査を行う日時

3. 立入検査に当たる職員の氏名及び所属部課名

4. 立入検査の理由

指摘事項事実確認書

年 月 日

経済産業大臣 殿

指定製造事業者名
当該部門の責任者

立入検査において次の事実があったことを確認します。

1. 立入検査年月日
2. 立入検査場所
3. 立入検査の事業の区分の略称
4. 事実の内容

番 号
年 月 日

指定製造事業者 殿

経済産業大臣

基準適合証印の表示一時停止指導について

年 月 日に下記 1. の工場（事業場）について〇〇〇〇〇が立入検査を行いました。下記 2. の理由により基準適合証印の表示を継続することが不相当とされたので、追って通知するまで表示を停止するよう指導します。

なお、一時停止指導後 3 か月以内に改善の報告がない場合は、指定を取り消すことがありますから停止指導の原因となった事項については、速やかにこれを改善し経済産業大臣に報告してください。

記

1. 立入検査を行った工場又は事業場

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(4) 事業の区分の略称

2. 表示停止指導の理由

番 号
年 月 日

指定製造事業者 殿

経済産業大臣

基準適合証印の表示一時停止指導の解除について

年 月 日付け第 号をもって注意事項が改善されるまで基準適合証印の表示を停止するよう指導を行った下記の工場（事業場）については、検討の結果、表示をしても差し支えないと認められましたので通知します。

記

1. 指定番号

2. 指定年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名称

 - (2) 所在地

4. 事業の区分の略称

番 号
年 月 日

指定製造事業者 殿

経済産業大臣

指定製造事業者の指定の取消しについて

下記 1. の工場（事業場）については、 年 月 日付けで下記 2. の理由により指定が取り消されましたので通知します。

なお、本通知以降に本通知に関する基準適合証印の表示を付すことは、計量法に違反しますので注意してください。

また、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てを行うことができます。

記

1. 指定製造事業者の指定に係る工場又は事業場

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称

所在地

(4) 事業の区分の略称

2. 取消しの理由

指定製造事業者廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付で下記のとおり指定製造事業者の指定を受けましたが、この度（理由）により、指定製造事業者指定書を添えて指定製造事業を廃止します。

記

1. 指定番号
2. 指定年月日
3. 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
4. 事業の区分の略称
5. 事業廃止年月日

様式第19

指定製造事業者の事業の廃止に伴う指定書及び指定製造事業者廃止届送付書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事

年 月 日付で下記の工場（事業場）については、指定製造事業者の事業の
廃止に伴う指定書及び指定製造事業者廃止届を受け付けたので、別添のとおり送付します
。

記

1. 指定番号

2. 指定年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名称

 - (2) 所在地

4. 事業の区分の略称

5. 事業廃止年月日

指定（外国）製造事業者指定辞退届

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付で下記のとおり指定（外国）製造事業者の指定を受けましたが、この度（理由）により指定（外国）製造事業者指定書を添えて指定を辞退します。

記

1. 指定番号

2. 指定年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称

 - (2) 所在地

4. 事業の区分の略称

5. 指定辞退年月日